

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 八 号

昭和四十七年三月二十一日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 堀川正十郎君

理事 山口 鶴男君

小坂善太郎君

中島 茂喜君

永山 忠則君

湊 徹郎君

山下 元利君

山本弥之助君

桑名 義治君

吉田 之久君

出席國務大臣

自治 大臣 渡海元三郎君

出席政府委員

自治省税務局長 佐々木 喜久治君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

三月二十一日

辞任

岡崎 英城君

菅 太郎君

坂田 道太君

高島 修君

宮澤 喜一君

桑名 義治君

春日 一幸君

同日

辞任

小坂善太郎君

補欠選任

高島 修君

本名 武君

湊 徹郎君

森 美秀君

山下 元利君

中野 明君

吉田 之久君

岡崎 英城君

菅 太郎君

坂田 道太君

宮澤 喜一君

桑名 義治君

春日 一幸君

三月十七日

消防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号(予))

同月二十一日

地方税法の一部を改正する法律案(大石八治君外四名提出、衆法第一〇号)

同月十八日

市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願(田中恒利君紹介)(第一五五八号)

ドライブイン等において酒類の販売を禁止する法律の制定に関する請願(小濱新次君紹介)(第一六五六号)

同(山田久就君紹介)(第一六五七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、すでに質疑を終了しておりますので、これより討論を行ないます。

討論の申し出がありますので、これを許します。中村弘海君。

○中村(弘)委員 私は、自由民主を代表して、政

府提案の地方税法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行なうとするものであります。

今回の政府原案における主要な改正事項は、まず、住民税の減税であります。

政府原案におきましては、昨年度に引き続き、住民税の基礎控除額等の引き上げにより、住民負担の軽減を行なうこととしております。

この結果、住民税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者で、現在七十二万円が八十万円に引き上げられることとなります。

地方財政の状況等を勘案すれば、今回の減税は適正妥当なものと考えます。

次は、中小企業者の負担の軽減であります。

まず、個人の事業税について、中小企業等個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除額を、現在の三十六万円から六十万円に大幅に引き上げるとともに、白色専従者の控除限度額の引き上げを行なうこととしております。

また、当面の緊急中小企業対策の一環として繰り戻し還付の期間の特例が認められた純損失または欠損金について、住民税及び事業税において繰り越し控除期間の延長をはかることとしております。

国際経済の変動に伴う景気の停滞が中小企業等に対して著しい影響を与えていることを考慮し、明年度においては、特に中小企業者の負担軽減について配慮する必要があります。

これらの措置は、まことに時宜を得たものと考えます。

以上のほか、大衆負担の軽減をはかるための電気ガス税の免税点の引き上げ、公害防止施設についての固定資産税の非課税措置を講ずることとしており、また、個人の事業税の申告手続の簡略化等、地方税制の整備合理化をはかることとしております。

これらの措置によって千五百十三億円、平年度千三百三十一億円の減税となりますが、これに対しては、地方財政全般に対する総合的な対策が講ぜられており、地方財政の現状を勘案しつつ住民の税負担軽減をはかるものとしております。

以上申し述べたとおり、今回の地方税法改正の内容は、いずれも適切妥当なものと考え、政府原案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○大野委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 日本社会党を代表し、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案に対し、反対の意見を申し述べます。

わが党は、地方自治を通じ、地域住民の生活の安定向上をはかるために、国、都道府県、市町村を通じて、税制の根本的改正を行ない、大衆負担の軽減と、地方公共団体、特に市町村の税源の充実をはかるべきことを主張してまいりました。

ところが、景気の深刻な不況の影響を受け、大幅減収を余儀なくされる来年度においては、その必要を感ずるものであります。

しかるに、今回の地方税法の改正法律案においては、依然としてこの重要な二つの要請にこたえておりません。

以下、反対のおもな理由を申し述べます。

第一は、個人住民税の課税最低限の引き上げについてであります。

地方制度調査会の地方財政に関する当面の措置に関する答申では、地方財政のきびしい状況から見て、個人住民税の課税最低限の引き上げ等住民負担の軽減については、財源上減税を行なう余裕がないと、地方財政上の立場から断り切っております。

今日の物価上昇の状況、ことに、一連の公共料金を中心とする値上げは地域住民の生活費を圧迫しております。

住民が、その所属する地域社会を住みよいものにするために税負担の分任は忍ぶべきであるとしても、生活費に課税しないたてまえを所得税の課税最低限との開きは縮小する必要があります。

改正案によれば、夫婦子供二人の標準家族で、約七万六千円引き上げられましたが、生活費の重圧は避

特に、常問題になつております電気ガス税の問題についてでありますけれども、この税金は、つとに悪税の最たるものであることが指摘されてまいりました。徴税者においては、最も安定した、そして普遍性のある、伸長性を持つ税金として、安易な課税であると思ひますけれども、しかし、今日、国民生活にとつて不可欠のこの電気やガスに対して税を課するということについては、強く国民から怨嗟の声が出ている次第でございます。にもかかわらず、今度の改正案を見まして

も、電気の場合、わずかに、その免税点を七百円から八百円に、ガスの場合に千四百円から千六百円に上げているにすぎない状態でありまして、まことにお茶を濁しているとししか言えないと思うのであります。

こうした諸点からながめまして、今度の改正案は不備な点がはいりこまいて、われわれ民社党といたしましては、反対の意向をここに表明せざるを得ない次第でございます。

以上をもつて討論にかえさせていただきます。

(拍手)

○大野委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行ないます。

第一は、住民税及び個人事業税についてであります。

本改正案によれば、住民税の課税最低限は、夫婦、子供二人の標準世帯で八十万四千八百七十一円と前年度より七万六千七百八十四円引き上げられました。しかし、その引き上げはわずかで、人事院の標準世帯の年所得を下回るものであり、所得税の課税最低限から見ても二十万二千四百八十九円も低く、きわめて不十分のものであります。しかも、公共料金をはじめとする諸物価の著しい値上げの中では、減税などとはとうてい言えないものであります。また、インフレ等による名目所得の上昇によつて、納税義務者は前年度に比して九十六万人も増加することが見込まれ、事実上増税となり、個人住民税の大衆課税としての性格は何ら改善されるものではありません。わが党は、いわゆる人頭税とまで言われている個人住民税の均等割りを廃止するとともに、免税点を四大家族年所得百五十万に引き上げ、高額所得者にとつてはきわめて有利になつてゐる税率を改め、高度累進税を採用すべきであることを強く要求するものであります。

個人事業税については、事業主控除が従来の引き上げ率から見ればかなり大幅に引き上げられた

とはいえ、中小業者の零細な収入に課税するものであることには変わりなく、昨年来の不況の深刻化を考え合わせるべきとき、その引き上げは不十分なものでありまして、わが党は、中小業者の零細な収入に課税する個人事業税そのものの廃止を要求するものであり、法人事業税の税率をこそ高度累進税にすべきであることを主張するものであります。

また、今回の改正案によれば、電気供給業にかかわる都道府県ごとの分割が、事業所等を発電所所在自治体に二分の一ずつ案分されることになつており、一定の改善がなされたことは認められますが、そもそも、電力などの大規模設備が資産に属しては、総じて特別な減免措置がとられており、電力会社にとつてきわめて有利な現行固定資産税が問題にされなければなりません。わが党はこれらの電力設備に、正当な資産評価に基づく正当な課税がされるよう、この際主張するものであります。

第二は、固定資産税についてであります。

本改正案によれば、私鉄の立体交差化施設の線路施設などに対する減免措置が講じられていますが、これらは当然大きな利益をあげてゐる私鉄企業みずからが設置すべきものであり、減免措置など必要のないものであります。特に、自動列車停止装置への措置に至つては、弁解の余地のない企業優先措置であります。

また、公害企業に対する公害防止施設への非課税措置は、OECD環境委員会の、公害防止費用は発生源企業が負担するといふ、いわゆるPPP原則を中心とした綱領に反するものであり、今日まで公害をまき散らしながら高度成長を遂げてきた大企業の公害責任を軽減するに免罪することになるものであります。わが党は、中小企業の公害防止については、税制を含めた財政措置を考慮するものであります。公害事業の責任をあいまいにする今回のような非課税措置については強く反対するものであります。

また、外国船舶の非課税措置の延期や電子計算

機の特例措置の延期についても、独占企業擁護を目的とするものであり、強く反対するものであります。

第三は、電気ガス税についてであります。

国民生活の必需品である電気ガスに課税する本税は、佐藤総理でさえ、天下の悪税として認めてゐるものであります。担税能力に着目して課税するといひながら、一方では川崎、三井、日本触媒など、担税能力の高い大企業の電気ガス税を、原料課税はしないという名目で非課税にしているのではありません。しかも、その非課税品目は年々増加し、いまや百二十九品目になつております。これを正當に課税すれば、年間五百三十九億円にも上るものであります。本改正案による一般国民への減税額が、わずかその一割程度の五十六億円で、あることを考へてみるならば、それがいかに不当なものであるかは明白であります。わが党は、生活必需品に課税する悪税電気ガス税を廃止するとともに、一定量以上を使用し、それによつて多大な利益をあげてゐる大企業に対してこそ課税すべきであり、百二十九品目にも及ぶ非課税措置を直ちに廃止することを強く要求するものであります。

第四に、自動車税及び軽自動車税のうちの観光貸し切りバスの標準税率の引き下げについても賛成できないものです。

最後に、本改正案が、現行法から見ても、幾つかの点において一定の改善がなされていることを認めるものであります。以上指摘してきたように、本質的には、住民に対する減税がきわめて不十分であること、そして一方では、大企業に対してさまざまな形で優遇措置が講じられてゐることなど、地方税の根本問題は何ら改善されてゐないことを指摘しなければなりません。

わが党は、地方財政がきわめて深刻なときであるだけに、また、国民生活に著しい困難が押しつけられてゐるときだけに、地方税についても、その税制を、大企業、大資本家に対する優遇措置をやめて、一般住民には大幅な減免税を行なう税体系に根本的に改めるよう強く要求するものであります。

以上をもつて、本改正案に対する私の反対討論を終わります。(拍手)

○大野委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長 ただいま議決いたしました地方税法の一部を改正する法律案に対し、中村弘海君、山本弥之助君、小濱新次君及び吉田之久君から、四派共同をもつて附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。中村弘海君。

○中村(弘)委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしまして、内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における社会経済情勢の変化ならびに地方財政の現状にかんがみ、国・地方を通ずる税源のあり方について根本的に再検討するとともに、とくに左の諸点に留意すべきである。

一、都市とくに大都市ならびにその周辺都市における財政需要が激増しているにもかかわらず、都市的税源が伸び悩みを示している実情にかんがみ、事務所・事業所税の創設、法人所得課税、都市計画税の拡充等税制上の措置を講じ、都市税源の充実に努めること。

二、地方道整備の財源確保のため、道路目的財

源の国と地方との配分割合を検討することともに、地方道とくに市町村道の目的財源の拡充に努めること。

三、住民税負担の軽減を図るため、引き続き課税最低限の引き上げに努めること。

四、中小企業者の税負担の軽減について引き続き検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆さま方の御賛同をお願い申し上げます。

○大野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決をいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、中村弘海君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡海自治大臣。

○渡海国務大臣 ただいまいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重し、その実施に努力いたしたいと存じます。

○大野委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕